

原油高騰に伴う中小企業者に対する金融支援 (緊急経済変動対策資金)

事業の概要

経済情勢の変化等外部要因により一時的に業況の悪化を来している中小企業者等に対し、長期かつ低利の資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とします。

内 容

【対象者】

燃料費高騰、原材料高騰に起因するもので、次のいずれかに該当するもの

- ①最近3ヶ月間の売上高に占める製造原価(売上原価、工事原価等の類するものを含む。以下同じ。)の割合が、前年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等
- ②最近3ヶ月間の売上高に占める製造原価の割合が、前年の同期と比較して5%以上増加し、かつ前々年の同期と比較して10%以上増加している中小企業者等

【融資条件】

- | | |
|------------|--------------------|
| (1) 融資限度額 | 8,000 万円 |
| (2) 融資利率 | 年 1.45% |
| (3) 償還期間 | 10 年以内(うち据置 2 年以内) |
| (4) 信用保証料率 | 年 1.59%以下 |

【資金使途】

運転資金及び設備資金

(ただし、設備資金は、燃料費の削減につながる既存設備の変更などの場合に限りです。)

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-index-2.html>